

第 32 回 津市子どもの権利条例づくり推進市民委員会 報告

日 時：平成 25 年 10 月 21 日（月）18：30～

場 所：津市まん中こども館ミーティングルーム

<参加者>（敬称略）

中村 潔（津市人権擁護委員協議会）、堀本浩史（すばる児童館）、田中利美（津市民生委員・児童委員連合会）、増田和正（津市人権・同和教育研究協議会）、小池啓子（三重県ユニセフ協会）、千々岩 研、伊藤英明（津市人権課）、外岡博明（津市教育委員会事務局）、平田恵美子（津市こども家庭課）、浅生伸之（津市こども総合支援室）、丹羽敬二（〃）、大野維佐子（〃）、今田浩介（〃）、田部眞樹子（津市子ども NPO センター）、竹村 浩（〃）、野口寛子（〃）、市川節子（〃）、杉山静子（〃）、谷口美子（〃）、山口久美子（〃）、山下恵子（〃）、浅原直美（〃）、川喜田ひろ美（〃）

進行：大野

●第 31 回市民委員会報告は、報告書を読んでおいてください。

●喜多先生よりアドバイス「骨子・施策（案）および 21053 人のアンケート、市民委員会活動などから見えてくる主要な観点」

○はじめに・・・

- ・津の条例づくりに向けては、まだ準備委員会の段階で講演をさせていただいて、3 年経った。策定までにはまだ 2 年ある。じっくり時間をかけている。いい条例になるのではと思う。
- ・そろそろ次のステップに移る時期になっている。原案が作られてもいい頃である。様々な人から意見をもらう時に原案があると意見が言いやすい。何度でも案を出して意見をもらう。川崎は条例ができるまでに 3 回か 4 回出した。子ども版も作った。はがきやインターネットを通じてなど、何度も何度も意見をもらった。
- ・たくさんの人から意見が集まると議会を通りやすい。文章化は 1 日でできる。問題は中身である。どのように確定するのか、何を盛り込むのか、検討事項・論点として考える。

○送っていただいたものを見て私なりにまとめてみた。

21053 人のアンケートはすごいと思った。その結果および市民委員会、子ども委員会の流れから見えるものを話していく。

大きく 3 つのレベルに分けた。（喜多先生資料参照）

1. これだけは入れないといけないという枠組み
2. 枠組みの中で 1 番大事なもの・・・地域発信、津らしさ
3. 個別の論点・・・条例が求めている施策

基本にしているのは子どもの権利条約である。1994 年に批准されて 20 年になる。100 近い条例がつくられた。とはいっても自治体は 3000 ある。グローバルスタンダードを地域から実現していく。ユニセフ「子どもにやさしいまちづくり」の提唱。各自治体にフィットした条例でなければ意味がない。なぜ条例が必要なのか、認識を共有をすることが大事。

1. 子どもの権利条例のベースとなる考え方

条例の必要性への認識・・・4 つ（資料参照）

①人の意識のレベルアップ

市が持っている子ども施策の姿勢を示している。

子どもの権利の普及・啓発・・・**子ども観を共有する（子どもにどう向き合うか）**

条例ができることは人の意識ができることである。

②実践を支えるシステム(しくみ)、制度を創る

条例の果たす役割

制度等法規範

実践を支えるシステムを条例化することが要となる

③実質的な効果

A 子どもの権利・ニーズに対する総合的・継続的支援

縦割り行政の改善（縦割り行政では子ども支援は継続しない）

B 継続的、安定的な子ども施策の運用（トップダウン行政の改善）

首長が変わるたびに子どもたちの支援が変化すると困る。

C 三重県子ども条例との重層的な支援（追加）

三重県子ども条例、津市子どもの権利条例とのいい関係を作る。（市のオンブズと県の調査委員会が勝ち合ったりしないような関係）

・国と県と市が重層的に関わる。

・子ども支援を進めることと支援者を支援していく、重層的支援

④市民、子どもと創る子どもの権利条例について

どれだけの人が参加し、意見が反映されたか、中身だけではなくプロセスが大切。

津には2万人の子どもたちのアンケートがある。

市民のいろいろな団体が関わり、2次案・3次案を作って多くの人たちの意見を反映させていく。

2. 地域発 — 三重、津らしさ

地域ぐるみの条例にしていく。地域が子どもを支えていく。

家庭や学校を孤立しないように、NPOを軸として行政がバックアップしていく。

三重らしさ

三重の子ども白書より自己肯定感の低さに問題がある。解決する要は子ども支援にある。

虐待・防止・救済については三重らしさとしていい仕組みを作ってほしい。民間と行政が支援し合える関係を作る。

白書づくり

子どもたちの現実、権利の状況がどこまで進んで、どこまで効果的な施策が子どもたちのところに届いているのかを検証した結果が子ども白書。定期的な報告をつくっていく。

子どもの権利委員会という検証システムを作るのは理想。

検証結果に意見提言を付け加えて、子ども計画を作る場合に盛り込んでいく。

どういう実効性を担保するものをつくるのかが大事。

3 子どもの現状とニーズから

●家庭的ケアへの権利

保護（2）②③は、権利擁護や事件・事故の時には問われる部分

例えば、障がいのある子どもが就学する時に親の意見を聴く。親の意見は必ず子どもの意思を代弁しているか？子どもの意志と親の意見が一致するという前提に立っているが、それはおかしい。

子どもの自己決定を親がどこまで代理できるか。

いじめ・・・いじめた子に対するいじめられた子どもの親の追及がひどく、結果 学校に行けなくなる。加害者が被害者になる。権利行使する子どもと代理する親は一体化してはいけない。被害者に寄り添う第三者は大事な権利擁護であるが、子どもの最善の利益を保障する第三者的立場を堅持できるかが重要。被災者側に一体化してしまうと第三者制を失ってしまう。

●子どもの意見表明・自己決定への権利

子どもの参加の権利・・・3つの場面

A 市民として社会参加する

子ども委員会、子どもモニター制度、子ども教育委員会など
審議会に子どもが参加（子どもがなかなか意見が言えないのであまり進めないが・・・）
津は、子どもオンブズパーソンの中に子ども参加がある
市民として社会参加していく場を沢山つくる事が大事

B パートナーとしての参加

社会の一角を占めるパートを担う
生活する場の中でパートナーとして運営参加していく。
学校評議員制度や運営制度はあるが大人が運営に参加できる仕組みがあるが、子ども参加がない→条例でカバーしていくしかない。

C 文化活動者としての参加

夢パーク 川崎市の条例でつくられた。3年目にして子ども運営委員会に子どもが参加しなくなった。形式的に参加する仕組みをつくっても機能しない。
スタジオプロジェクトのバンド運営は続いている。1か月間準備をして大イベントをする。
→文化的な活動、楽しいおもしろいものは続いている。
支え手（参加支援者）の養成・研修が大事
川崎市では、子ども会議推進委員会という子ども委員会を支えていく仕組みもある。検討しているのでは。

*個人情報

保護のところで、情報関係「個人情報からの保護」保護（6）の①～④が位置づけられているが、参加のところで考えてみたらということ提案。

個人情報の開示・・・内申書の問題。

川崎市は情報公開条例をつくっている。→子どもたちは知らなかった。

市役所の中の情報開示室で開示する→学校の中での開示してほしいと子どもたちが訴えた。
参加しやすくするために情報を自己コントロールできる仕組みを作っていく。

情報公開すること。情報があって初めて市民が参加できる→参加の視点から

●安全に生きる権利

虐待防止・救済・・・安全に生きる権利→体制は非常に重要

安心できるシステムをどう作るか

子どもたちにとって学校は安全なところではない

スクールカウンセラー、先生 → 打ち明けた子どもの気持ちと違う

なんで自分だけがこんなにしんどい思いを・・・

共感してほしい（気持ちが安らぐ）

子ども自身が立ち直るチャンスが欲しい

子ども自ら道を作っていく

いじめ・・・家庭があれば立ち直っていく可能性

●安心して相談する権利

安心して相談できる場がない。

子どもオンブズパーソンの提案→第三者機関をつくってほしい

学校の外	}	支援する仕組み
学校の中		

スクールカウンセラー・・・信用されない バラす
専門性の確保

失われた権利をどれくらい回復できるか

世田谷区

回復支援は権利・・・踏み込んでいく（子どものケアを踏み込むのは大変だが）

相談するのにどういうツールを使うかは子どもたちが決めること

インターネット相談（メール相談）・・・世田谷区、長野県

電話・・・将来までの保障はない

掲示板

首都圏では中学生の8割がスマートフォンである

規制ではなく、自由に安全に使う

権利学習→これでいい

●緊急避難をする権利

保護（1）①

SOSを出す力もない子がいる。逃げるということも権利

緊急避難を求める権利・・・シェルターの仕組み

●ありのままの自分・・・生命生存権

存在を脅かされる・・・自死

フリースペースのスタッフは子どもたちの自死とのつばぜり合い

絶対的な人権である

自己存在が認められること・・・ありのまま

●遊ぶ権利と学ぶ権利

それぞれ独立して考える

子どもたちのストレス・・・やりたいことをやっていけばストレスもたまらない。

多様な学びの保障・・・オルタナティブ学校、シュタイナー教育など

↓

公共のところからは排除されている

いろいろな学びを考えていく時代ではないか。

子どもの権利条例の発展段階をふまえて

●子ども支援者の支援

松本市の条例では1章別立てになっている。

子どもの支援と支援者の支援は2大柱

おわりに

子どもの権利条約は子育ての基本 193の国と地域が批准している

津市でも基本としていただければ

質問

*いじめ防止対策推進法は議員立法なのか？また、通報義務はどれくらい？

→実践的に解釈・・・通報義務とはならない（通報その他の措置）

いじめの相談があった時に具体的に

→議員立法ではない

議員立法と政府の立法→違う

↓

行政はあまり関係ないと思う。

山田由紀子弁護士（千葉県所属）

児童養護施設恩寵園での虐待 → 逃げた子を施設に戻す

子どもたちに自治会を作らせた

いじめ防止対策推進法の施行に関しては NCRC 子どもの権利条約 NEWS LETTER No.113

参考

*保護者の体罰とは？虐待では？

保護者、施設関係者・・・あらゆる暴力の禁止

虐待＝暴力（しつけであろうが何であろうが）

暴力は人権侵害

行き過ぎた体罰、親の行為・・・虐待になる

親の体罰の禁止を出しているのは 33 か国→日本は法改正していない。アジアもまだまだ

国際基準では「あらゆる暴力」

親の体罰の禁止→争点になる。議論できる＝意識改革につながる

反論されることを挙げていく

*「ありのまま」

生存権の方が入りやすい→大事なこと

同時にどのようにその子にとって（発達上のことで）大事なことか

両方から（生存・発達）挙げていかなければ

ありのまま＝わがまま 問題提起になる

生きているだけで OK ということ

正しい、正しくないではなく「あなたの存在が大事」

*原発等安心安全

安全を守るということから学びや生活が規制される→一方的に規制されるということへの歯止め「守られる」という観点

保護型・・・規制

防災・防犯は大事だが一方的に規制されるのではない。

子どもたち自身が自立していくことをすすめる必要

*逃げる権利

いじめのところでいじている当事者だけでなく傍観者も同罪であるということだが、傍観者は傍観者であるしかないと言う話をした。

保護（3）③④→整理していく

*参加・参画

参画は、決定に関与できる

参加とは子どもたちの能動的活動

今の子どもたちは自分から主体的に動くということに臆病であり、めんどくさがる。

参加意欲が失われている。

参加の権利を広げていく。

参加は遊ぶことと重なる。つながっていく。

遊びは自己決定→自分たちのやりたいことに能動的になること

スポーツの起源も遊びである。競技的に変えていったのは人間。

*生きる権利のところで胎児をどう考える？

子どもの年齢を胎児の時から考えないと思うが・・・

国連の見解として、政治的妥協でいつからということには触れていない。

解釈に任せる（いつからを子どもとするかは国、宗教によって違う）

母体保護の観点からは考えられる。

出世前「子どもの権利宣言」

胎児・・・中絶の問題等

生む・生まないの問題

自己決定権

胎児の段階で障害のあるなしが生む生まないを判断する材料となる。議論のテーマ

*遊び

小学校・中学校→習いごと等で遊べない

システムとしての遊びの保障は？ →条例では難しい

人（親）の意識を変えていく。

意識改革はできるが、仕組みでは難しい

環境面は言いやすい →プレイリーダーを育てる。冒険遊び場・・・仕組み、環境

学校の先生 →保護型

理想に近づくために住民自治で守る

防災・防犯→危険な状態の時保護型もやむを得ない

日常がこれでいい訳ではない。

コミュニティ 人間関係 不審者が入ってこれない町づくり（カメラなどいらないはず）

安全性の担保

時間・場所を限定しての防犯・防災

地域ぐるみ・社会ぐるみ コミュニティが問われる

大阪池田の事件以来門扉をしけるなど学校が閉ざされていく

毎日あるわけではないが、悪戯等に対し、どう対応するか（先生・保護者）

知らない人としゃべってはいけないう⇒挨拶しなさい

奈良県→声掛け禁止条例 子どもを被害から守る（県警より）

日常でこれをすると人間不信になる

防犯標語「いかのおすし」平成 16 年度

いか→行かない

の →乗らない

お →大きな声を出す

す →すぐ逃げる

し →知らせる

☆子ども委員会チームより報告・提案

前々回より子どもたちだけで毎回テーマを決めて話し合う。別資料参照
高校生が入ってきたことにより、話し合いとして進んできた。

・合同会議（11月23日開催）について

子どもたちの参加の現状→多い時で10人、一桁の時が多い。

メンバーを絞る→コアメンバー+チーム会のメンバー+各グループから最低1人
骨子づくりに反映させる。

アンケートの概要版に従い、4つに分かれて話し合う。

子どもたちの意見・意志・気持ちを骨子づくりへ。

当日早めに来て打ち合わせ

☆広報戦略室より

公開討論会について→10か所（旧津市+久居等地域）

スケジュール 2時間で説明は短く、伝えたいことは言う。アンケート分析の報告等
骨子提案はしないのか？→提示した方が議論になる。（今の段階のもの）

グループディスカッションの材料に→意見をもらってまたプラスしていく。

独自チラシを作っていく→10月中

チラシを作るにあたり、主催共催の話は？→まだはっきりしない 合意計れていない

子どもの権利条例策定に向けて→議会に関わること。行政全体として基本的な所、策定までの具
体的な方向について庁内会議の開催を。

→11月中に庁内調整、条例づくりにむけての庁内会議の開催

2月に公開討論会を開催できるように整理していく。

集まる人が少なくても多くてもいい。1回も開いていないということではないように。多くの意
見をもらう。

行政側の実効性の担保 制度設計がしっかりしていないと実効性が上がらない

このあたりのところは荒牧先生の得意分野である。

提案質問

・市議員へのアクションは？

→公的にはしていない。肯定派の方々に議会の中で自分たちの発声で研究会の立ち上げをとい
うことを言っているが、まだ形にはなっていない。考え方については議会で質問が出たりしてい
るので答えたりしている。全く知らないということはない。

・防災施策のところ、原発のことを別の章立てにしてはどうかという提案

子どもの人権侵害ではないかということ争点とするためにも。

→生存のグループで検討する。

■次回市民委員会日程 11月19日（火）18:30～ まんちこども館にて